令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会

令和5年度 社会福祉法人平川市社会福祉協議会 事業計画書

[基本理念]

「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」

[基本方針]

本格的な少子高齢化社会を迎え、今後は、高齢人口の増加と現役世代の急減が見込まれ、その対応は、大きな課題となっています。

本会では、これらの課題に対応するため、セーフティーネットとしての生活福祉資金やたすけあい資金の貸付、成年後見制度の法人後見、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業等の福祉サービス利用者の支援事業を実施するとともに、地域の連帯感の醸成や支え合いシステムの構築等、公的サービスの谷間にある住民の生活課題にも総合的に対応していきます。

近年、豪雨や地震等の自然災害が多発しており、各地で災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)が設置されています。

このような中、災害VCの中核を担う社会福祉協議会は、住民や関係機関等とのネットワークを活かした連携の仕方や被災者ニーズへの相談対応等が求められ、日頃から災害支援を意識して備えることが重要となっています。

このような状況下の中、平川市との「災害時におけるボランティアセンターの設置等に 関する協定」(仮称)の締結に向けて、取組みます。

また、平川市、関係機関、関係団体等との連携・協働を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基本理念である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会」の具現化に取組むものです。

〔重点目標〕

- 1. 法人経営の基盤強化
- 2. 総合相談・援助体制の確立
- 3. 地域生活支援の強化
- 4. 地域福祉事業における住民参加の促進
- 5. 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 6. 低所得者・障がい者等の自立支援
- 7. 介護保険事業・介護予防事業・総合支援事業の経営
- 8. 共同募金配分事業の効果的実施
- 9. 指定管理者事業・受託事業の効果的運営

[事業内容]

1. 法人経営の基盤強化

(1)理事会・評議員会・正副会長会議の開催

本会の経営を担う理事会、評議員会を定期的に開催します。また、正副会長会議を随時開催して、役職員一丸となって経営基盤の強化を図ります。

なお、社会福祉制度改革に基づいた、ガバナンス(内部統制)強化や透明性の確保等への対応に取組みます。

(2)福祉推進委員会の開催

福祉推進委員会を開催して、それぞれの地域の実情に合わせた地域福祉事業を推進します。

(3)各種部会及び委員会の設置、開催

専門的事項について、法人の経営に参画または会長の諮問に応え、意見具申を求める ため、定款第33条に基づき部会および委員会を設置、開催します。

(4)職員レベルの会議、委員会等の開催

- ①課長会議、事務局会議、事業管理者会議を開催します。
- ②広報誌・公式ホームページ・ソーシャルネットワーキングサービス委員会、研修委員会、自己評価課題検討委員会を開催します。

(5)第3次地域福祉活動計画の実施・平川市地域福祉計画策定に向けた参画

第3次地域福祉活動計画を年次別実施計画に合わせて推進するとともに、計画の進行管理及び評価を行います。

また、第4次地域福祉活動計画のための準備年度として、平川市地域福祉計画の策定 委員会に参画し、市民に対する意識調査等において連携し、整合性を図ります。

(6)社協内部けん制体制の構築

「金銭取扱いマニュアル」を活用した、内部けん制に取組みます。

(7)監査の実施

本会の事業、会計の適正な運営を図るため、監事による定期監査を実施します。

(8)内部監査の実施

本会の事業、会計の適正な運営を図るため、内部監査実施要綱に基づき、職員による内部監査を実施します。

(9)青森県、平川市の所轄庁による指導監査

本会の事業、介護保険事業、受託事業等について、指導助言を受けます。

(10) 苦情解決に関する第三者委員の設置・運営

本会の事業のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会の規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速な改善を図ります。

(11)個人情報保護及び特定個人情報に関する体制の強化推進

職員に対して、法律の内容を周知するとともに、個人情報保護の徹底を図ります。

(12) 理事、監事、評議員の研修会開催及び外部研修への参加

役員、評議員の研修会、外部研修への参加機会を設けて、変動する社会福祉の事業や 制度に関して、学習する機会を設けます。

(13)職員研修の実施

職員の専門性・資質の向上および福祉意識の共有を図るため、研修実施要綱に基づく 研修計画に基づき、内部研修、外部研修、自己研修を積極的に実施します。

(14)機関紙「社協だより」の発行

全世帯を対象として、本会の機関紙「社協だより」を年2回発行します。

(15)ホームページの運用、更新

各種情報の提供、事業のピーアール、各種申請様式のダウンロード等のツールとして、ホームページの運用および更新を図ります。

(16)自己評価の実施

本会が提供する福祉サービスの質を向上させるため、住民・利用者の視点で構築された自己評価票を全職員対象に実施します。

(17)会費・一般寄付金の募集

本会の自主財源となる会費と一般寄付金の果たす役割は非常に大きく、会員の増強を目標として、募集方法の検討や更なる趣旨の理解に努めます。

特に、取引先や平川市内の企業・団体に対して、会員の増強に努めます。

(18) ふるさと寄付金の募集

住民に親しまれる「社協」を目指し、マスコットキャラクター(リンゴの木の妖精) を作成しました。ポロシャツ等のオリジナルグッズを製作し、ふるさと寄付をした方 には、オリジナルグッズの返礼品を差上げています。

個人の方で、「ふるさと」を応援したい、貢献したいという思いを寄付金というかた ちで受付し、本会が実施する地域福祉活動を推進するための財源として、各種の地域福祉事業に活用します。

(19)共同募金運動の実施

共同募金の趣旨を踏まえ、地域の課題やニーズに合った事業計画を立案し、住民に対して、配分金の使途を明確にした情報提供を行います。

今年度も、平川市共同募金委員会と協同で「赤い羽根ピンバッジ」を作成して、共同 募金運動の普及活動に活用します。

(20)社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の実施

社会福祉制度改革への対応として、青森県社会福祉協議会主体のネットワークに参加し、福祉制度のはざまにいる人を対象とした総合相談、経済的支援、食料の提供、就労・社会参加等の支援活動を実施します。

(21) 青森県域、津軽広域レベルの連携・協力

地域福祉事業の発展に期するため、青森県市町村社会福祉協議会連絡会および津軽広域社会福祉協議会連絡協議会と連携し、制度の狭間にある問題解決に向けた取り組みを協力して推進します。

2. 総合相談・援助体制の確立

(1)ふれあい相談所の開設

全ての住民を対象に、総合的に対応した相談体制を整備します。また、広域的な相談窓口の開設や、あらゆる社会資源(ふれあいテレフォン等)を活用して、個々の生活支援も含めて問題の解決に向けた、相談と援助を一体的に提供する相談援助機関の確立に努めます。

- ①特別相談所 (年 6回) 10:00~12:00 司法書士
- ②広域法律相談所 (年11回) 10:00~12:30 小田切・米山法律事務所
- ③電話相談、出張相談(随時)社会福祉士、在宅介護支援センター相談員等
- ④一般相談、介護相談(月曜~金曜) 9:00~17:00 同上
- ⑤メール相談 受付 365日・24時間

対応(月曜~金曜) 9:00~17:00 社会福祉士

(2)相談員研修会への参加

面接技法の習得及び資質の向上を図るため、各種研修会へ派遣します。

(3)平川市及び専門機関との連携、協力

本会では、あらゆる相談に対応するため、他の社会資源と有機的に連携します。 また、必要に応じ、平川市および他の専門機関へも個人情報保護を踏まえたうえで、 情報提供を含め協力します。

(4)広報活動の実施

あらゆる媒体を利用し、相談情報の提供を行います。

- ①心配ごと相談所年間日程表(社協だより掲載)
- ②社協ホームページへの掲載 (随時)

3. 地域生活支援の強化

(1)小地域ネットワークの形成

小地域において、ケースに順応したネットワークを形成します。

また、それぞれ独自の組織体制の確立、運営の支援に加え、効果的な組織間の連携も図ります。

(2)日常生活自立支援事業の実施(基幹社協)

高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用 手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理を行います。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携した取組みを行います。

- ①専門員の配置(社会福祉士等)
- ②基幹社協として、管内社協(大鰐町社協)との連携
- ③生活支援員(管内社協)に対する支援
- ④専門員及び生活支援員に対する各種研修会、セミナーへの派遣

(3)成年後見サポートセンターの運営

精神障がいや知的障がい、認知機能の低下によって、判断能力が十分でない方々が、 社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで 総合的に支援します。

また、判断能力に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう支援します。

なお、支援にあたっては、弘前圏域権利擁護支援センターとの連携を図ります。

(4)権利擁護と成年後見セミナーの開催

成年後見サポートセンターで養成した人材へのフォローアップや市民後見人への活動支援、市民に対して、成年後見等の権利擁護関係制度の周知を図るために成年後見セミナーを開催します。

(5)ひとり暮らし高齢者等屋根の雪下ろしの実施

生活保護世帯以外の近隣市町村に身寄りのない低所得者を対象に、ボランティアの協力を得て、雪下ろしを実施します。

また、上記以外の世帯には、有償で実施する平川市内の業者を紹介します。

なお、福祉会(部)等が設置され、独自で除雪等の対応をしている町会への支援を行います。

(6)車いすの貸出

- (7)子育て応援ネット事業【広域事業 平川市・黒石市・藤崎町・田舎館村の社協】の実施 地域の子育て力の一助並びに子どもを安心して生み育てる環境を整備する一環とし て、保育サービスの担い手として養成した「保育サポーター」の派遣等による子育て家 庭の支援を図ります。
 - ①保育サポータースキルアップ研修会
 - ②子育てサロンの開設支援
 - ③ファミリーサポートシステムの運営

4. 地域福祉事業における住民参加の促進

(1)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

①ほのぼの交流協力員事業の実施

住民ボランティアが、地域内のひとり暮らし高齢者等に対して、定期的な友愛訪問や 見守り活動を行います。

加えて、様々な機関と連携し、生活困窮を含むニーズ発見のためのネットワークや課 題解決に向けた住民による共助体制の構築を図ります。

また、住民の生活を支援する様々な関係者を参加対象とした研修会を開催し、生活支援者の質の向上を図ります。

②ボランティア活動促進事業 (ボランティア活動保険)

誰もが安心して、ボランティア活動が行えるよう年間を通じて、登録ボランティア

(各種事業協力ボランティア、ボランティアセンター登録ボランティア、ボランティア 連絡協議会会員等)に活動保険に加入して、支援します。

(2) ふれあいいきいきサロン推進事業

誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域 (グループ) での生きがい活動を支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

- ① ふれあいいきいきサロン開催グループへの支援、協力 社会資源の紹介、物品の貸出し、情報提供等により側面からサロンを支援すると共に 新たなサロンの設置を推進します。
- ②ふれあいいきいきサロンの普及、啓発
- ③情報交換・意見交換会の開催(出前講座、総合事業の推進)

(3)地域ふれあい交流会開催事業

住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる町会単位の交流会を開催します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①打合会の開催

年間を通じての交流会の内容について協議し、より有意義な交流会を開催するための 打合会を開催します。(第1層生活支援コーディネーターの「通いの場」と合同実施)

②ふれあい交流会開催地域への支援、協力

交流会開催に必要な物品の貸出しや関係機関との調整、チラシ作成、情報提供を行い 交流会の開催を支援します。

③情報交換・意見交換会の開催(出前講座、総合事業の推進)

(4)小地域福祉活動事業の推進

小地域における福祉のまちづくりを目的に、ほのぼの交流ネットワーク活動を基盤とした、地域独自の福祉活動を支援します。

必須事業には、町会の世帯数に応じた助成金を交付します。

また、特定事業も選択した場合には、事業に応じた助成金を上乗せして交付します。 ①ふれあいホットサロン事業の推進(選択事業)

小地域福祉活動事業の選択事業で、6 5歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした 小地域での会食サービス事業を行う町会および福祉会(部)に助成金を交付します。

②小規模除排雪事業の推進(選択事業)

小地域福祉活動事業の選択事業で、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障がい者世帯を対象に、道路除排雪後の雪の固まり除去や生活路の確保をするために除雪ボランティアを配置した町会及び福祉会(部)に対して助成金を交付します。

③特定助成金(選択事業)

小地域福祉活動事業の選択事業で、通常活動のほか、個別開催している先駆的地域福祉事業に対して、内容を精査のうえで助成金を交付します。

(5)自主防災組織との連携

地震等の災害時に備え、自主防災組織が行う平時の活動と連携し、防災意識の高揚や 地域内での減災に取り組む体制作りを支援します。

また、要援護者と地域内の人的社会資源や物的社会資源を結びつける災害時マップの作成を支援します。

(6)緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象とした近隣協力員および遠方家族、消防、警察等のネットワークによる緊急時(急病、火災)の対応や、協力員による地域での見守り体制も築き、ほのぼの交流協力員、福祉会(部)、民生委員等と連携し、福祉コミュニティの形成に努めます。

- ① 通報機器の管理
- ②事業のPRおよび設置希望者調査
- ③新規設置世帯及び協力員等説明会の開催 (随時)
- ④ ふれあいテレフォンの実施

(7)ひとり暮らし高齢者会食サービス事業(12回)

ひとり暮らし高齢者を対象に、月1回の会食の中で、参加者相互間の交流と話し合いの場とし、アトラクション等による刺激づくりを行います。

また、食生活改善推進員会とボランティアの協力で効果的な栄養の確保等を考慮して 実施します。併せて、コロナ禍への対応も柔軟に行います。

(8)愛の輪レクリエーション事業 (青森県社会福祉協議会指定事業予定)

市内全体の障がい児・者、その家族、ボランティア、関係者が一堂に会し、レクリエーションを通じて交流し、互いの親睦と融和を図るとともに、この機会を通じて、障がい児・者の日常的な社会参加や自立生活支援に係わる課題について、当事者・関係者が話し合う場を形成します。

5. 福祉教育・ボランティア活動の推進

(1)ボランティアセンターの基本方針

今日の介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会の概念といった、国の施策からも地域住民によるボランティア活動の重要性が増してきています。

このような流れから年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、様々な人々がその力や経験を活用し、有機的なつながりを形成する場を提供できるよう環境整備が求められます。

前述を踏まえ、社会的に公共性を有するボランティア市民活動センターとして、ボランティアや市民活動を実践している方々が、自分の可能性を発見し、いつでも、どこでも、身近で楽しく、市民が主体的にボランティア活動に参加できるネットワークの構築を図ります。

- ①ボランティア・市民活動センター推進委員会の開催
- ②ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ③ボランティアに関する相談、登録、斡旋
- ④ボランティアに関する養成、研修、講座
- ⑤ボランティア活動保険等の加入促進
- ⑥ボランティア連絡協議会との連携

(2)災害ボランティアネットワークの構築

近年、様々な大規模災害が発生し、緊急時に速やかに対応できる体制作りが求められており、災害救援マニュアル等に基づきながら災害ボランティアネットワークの構築を図ります。

(3)福祉教育の推進

①ボランティア活動推進校の指定

福祉教育の推進を図るため、平川市内の小学校、中学校、高等学校を対象にボランティア活動推進校を募集します。

また、本会と学校の連携した事業展開や福祉教育の在り方についても協議し、助成金が効果的に活用されるよう検討します。

②福祉体験事業の開催

福祉施設利用者との交流や各種体験事業、福祉ワークショップ等により、児童自身が主体的に福祉について学び取れるような機会を提供します。

また、この体験を家族間で共有できるような、プログラムづくりに努めます。

③学校連絡会の開催

平川市内の小学校、中学校、高等学校の担当教員と福祉教育、ボランティア等の福祉 に関する情報交換会を開催して、福祉ニーズを共有します。

また、福祉ニーズや福祉意識調査の結果等を参考に学校関係者と協働する事業の企画等について、検討します。

④社会福祉士実習(大学生等)の受入れ

実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー(社会福祉士)が中心となり、組織内の共通認識のもとに次世代の福祉を担う人材育成を支援します。

(4)福祉情報出前講座の講師派遣・斡旋

平川市内の学校、町内会や各種団体から申込みを受付して、職員の派遣又は講師を斡旋して、福祉の広報活動として、出前講座を実施します。

また、住民ニーズに応じた、メニューの開発にも努めます。

(5)ボランティアポイント事業の実施

ボランティア市民活動センターに登録されたボランティアに対して、ポイントカードを発行して、ボランティア活動が実績として見える体制を構築することで、市民のボランティア意識の高揚とボランティア活動の継続性を高めます。

6. 低所得者・障がい者等の自立支援

本会では、低所得世帯の自立支援、世帯更生を目的として、以下の事業を実施します。

(1)たすけあい資金の貸付

たすけあい資金は、本会が行う世帯更生に向けた生活支援、自立援助のための貸付資金です。

(2)生活福祉資金の貸付

低所得等の対象世帯の自立更生を目指して、民生委員による指導援助を得ながら、生活意欲の助長促進と生活の安定を図ることを目的に「総合支援資金」、「福祉資金」、「緊急小口資金」、「教育支援資金」等の貸付をします。

また、生活困窮者自立支援事業との連携を図っていきます。

(3)長期生活支援資金の貸付

一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。

(4)要保護者世帯向け長期生活支援資金の貸付

生活保護受給申請者に対し、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。 (貸付期間中は、生活保護が停止になります。)

(5)フードバンク事業の実施

市民・企業等からの善意の食糧寄付を生活困窮者等の生活支援に役立てていきます。

(6)社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」への参画

青森県社会福祉協議会が行う、社会福祉法人の社会貢献活動である「青森しあわせネットワーク」の会員となり、市民からの相談に応じ経済的援助や食料等の提供、就労・社会参加活動の提供等により支援を行います。

(7) NHK歳末たすけあいの配分(共同募金配分事業)

手をつなぐ親の会と母子寡婦福祉会の当事者団体による合同クリスマス会を開催することにより、会員相互、団体間、親子間のふれあい交流を図ります。

(8)障がい者通園(所)助成費

心身障がい者が、10月から3月までの平川市外の就労支援施設、作業所等に通園する際の交通費を助成することで、生活の支援を図ります。

平川市内に潜在する対象者へ制度の周知を図るとともに、生活面に関してのニーズの掘り起こしを行い、通園助成以外の生活支援についても検討します。

7. 介護保険事業・介護予防事業・総合支援事業の経営

◎訪問介護事業所・第1号訪問事業

1. 基本方針

(1)利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活が出来るよう、共に考え、共に歩みながら支援します。

(2)地域の生活支援ネットワークとの絆とかかわりを深め、地域住民の一番身近な存在である事業所を目指します。

2. 事業内容

- (1)訪問介護
 - ①身体介護:受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、通院 等乗降介助、その他必要な身体介護等を行います。
 - ②生活援助:調理、衣類の洗濯と補修、住居等の掃除と整頓、生活必需品の買物、関係機 関等の連絡、その他必要な家事等を行います。
- (2)第1号訪問事業

調理、衣類の洗濯、住居等の掃除や整頓、生活必需品の買物等のほか、日常生活上の 出来ないところの見守りやお手伝いを行います。

(3)自費サービス

介護保険サービスを優先とし、介護保険ではできない部分の必要な介助を行います。

(4) 感染予防

利用者に安心で快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。また、自分自身を守り、ウイルスの拡散やその他の感染拡大の防止に努めます。

- 3. その他
- (1)スキルアップ

専門職として、知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。

(2)法令遵守

介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。

- (3)事業の評価と事業内容の見直し
 - ①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更 して、質の高いサービスを提供します。
 - ②利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、デイサービス、ケアマネージャー等との ミーティングを随時実施します。
- 4. 研修会、会議、実習計画等
- (1)研修会の参加計画
 - ①スキルアップ研修会
 - ②初任者・中級者・上級者研修
 - ③ホームヘルパー技術研修
 - ④介護サービス事業者等に対する集団指導
 - ⑤介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修会
 - ⑥青森県社会福祉協議会主催の研修会
 - ⑦青森県立保健大学地域連携・国際センター主催の研修会
 - ⑧採用時研修会:主な内容―法令遵守・接遇等(採用後3ヶ月以内)

- (2)会議等予定
 - ①サービス担当者会議 (随時)
 - ②管理者会議 (月1回)
 - ③サービス内容検討会議等(随時)
- (3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ(随時)

◎通所介護事業所・地域密着通所介護事業所・第1号通所事業

1. 基本方針

本会の理念に基づき、住み馴れた地域の中で、相互に支えあい自立し生活ができるよう、本会の社会資源を活用し、事業所内の連携を取りあい、心も身体も温まる施設を目指し、心身機能の維持に努めます。

「ここに来るのが一番の楽しみ」と思っていただけるよう、おもてなしの心で接し、個々の目的・要望にあった利用計画を共に考え、自立支援の促進に努めます。

- 2. 事業内容
- (1)送 迎:ドア・トゥ・ドアにて対応し、利用者および家族に負担をかけないように します。(必要に応じて、自宅内への送迎を行います。)
- (2)健康管理:バイタルチェックのみならず、利用者および家族とのコミュニケーションを図り、心身状況の把握、体調変化の早期発見に努めます。
- (3)入 浴:心身状況に応じた介助及び浴槽にて入浴を行い、心身ともリラックス出来るように対応します。
- (4)食 事:身体状況および嗜好を考慮した、食事を提供します。また、月1回から2 回は、バイキングを実施し、食事に対する満足度の向上に務めます。
- (5) レク リエーション: 心身の活性化を目的に、バラエティに富んだレクリエーションメニューで、明るく楽しい雰囲気の中で楽しんでいただきます。
- (6)排 泄:利用者の自尊心を傷つけないよう配慮し、自立度に応じた介助及び見守りをします。
- (7)相談援助:利用者および家族からの相談に対して迅速、適切な対応および助言をします。
- (8)機能訓練:利用者の心身等の状況において、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- (9) 感染予防:利用者に安心で快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措 置策を徹底します。
- 3. その他
- (1)スキルアップについては、専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。
- (2)法令遵守については、介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- (3)利用者および家族に、通所介護事業の情報を活発に提供します。

- ①デイサービスだよりを毎月発行して、事業の情報(行事・献立・お知らせ等)を利用者 および家族に配布します。
- ②見学や体験利用を受入れします。
- (4)事業の評価と事業内容の見直しを行います。
 - ①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。
 - ②利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、ヘルパー、ケアマネジャー等とのミーティングを随時実施します。
- (5)介護保険制度の改正に伴い、情報収集、内容の解釈に努め、利用者および家族に対し、 分かりやすく説明し、安心して介護サービスが利用できるように支援します。
- 4. 研修会、会議、実習計画等
- (1)研修会の参加計画
 - ①介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」係る研修
 - ②介護サービス事業者に対する集団指導
 - ③青森県社会福祉協議会主催の研修会
 - ④青森県立保健大学地域連携・国際センター主催の研修会
 - ⑤採用時研修会:主な内容―法令遵守・接遇等(採用後3ヶ月以内)
- (2)会議等予定
 - ①サービス担当者会議 (随時)
 - ②管理者会議 (月1回)
 - ③サービス内容検討会議等(随時)
- (3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ(随時)

◎第1号通所事業・通所型サービスA うぐいす

1. 基本方針

高齢者が、いつまでも元気に、住み慣れた地域で安心して、生き生きと暮らすことができ、生きがいのある生活が送れるよう、地域との様々な繋がりを重視して、各関係機関との連携に努め、心身ともに健康でいられるように支援します。

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、 心身の状態等を踏まえながら、地域の住民等による支援等の多様なサービスの利用を促進し、自立のための生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を 目指します。

- 2. 事業内容
- (1)送 迎:希望する方に送迎を行います。ドア・トゥ・ドアにて対応し、利用者および家族に負担をかけないようにします。
- (2)健康管理:バイタルチェックのみならず、利用者および家族とのコミュニケーション を図り、心身状況の把握、体調変化の早期発見に努めます。

- (3)入 浴:希望する方に入浴を提供します。脱衣所・浴室の環境を整え、体調等の確認、見守りをします。
- (4)介護予防運動:利用者の生活の質の向上、活動力の向上を目的に、様々な運動を行います。
- (5) レクリエーション: 心身の活性化を目的に、バラエティに富んだレクリエーションメニューで、明るく楽しい雰囲気の中で楽しんでいただきます。
- (6)各種行事:季節ごとの行事や外出行事、地域の方々と交流することで、生きがいや楽 しみを持っていただけるよう支援します。
- (7)相談援助:利用者および家族からの相談に対して迅速、適切な対応及び助言をします。
- (8) 感染予防: 利用者に安心で快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措 置策を徹底します。
- 3. その他
- (1)スキルアップについては、専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。
- (2)法令遵守については、関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- (3)利用者及び家族に、通所型サービスAうぐいすの情報を活発に提供します。
- (4)事業の評価と事業内容の見直し
 - ①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。
 - ②利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、ホームヘルパー、ケアマネージャー等と のミーティングを随時実施します。
- 4. 研修会、会議、実習計画等
- (1)研修会の参加計画
 - ①スキルアップのための研修会
 - ②採用時研修会:主な内容―法令遵守・接遇等(採用後3ヶ月以内)
- (2)会議等予定
 - ①サービス担当者会議 (随時)
 - ②管理者会議 (月1回)
 - ③サービス内容検討会議等(随時)
- (3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ(随時)

◎指定居宅介護支援事業所

- 1. 基本方針
- (1)利用者が住み慣れた地域の中でその人らしい生活の継続が出来るように、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2)地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。

- (3)利用者の意思および人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
- (4)平川市、在宅介護支援センター、他の指定介護支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。
- (5)居宅サービスなどが、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることが ないよう、公正中立に居宅介護を支援します。
- (6)介護予防から介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、円滑な実施が図れるよう他の職種との緊密な連携を図ります。
- (7) 感染症や災害が発生した場合でも利用者に対して、必要なサービスが安定的・継続的に 提供できるように体制の確保に努めます。
- (8)介護保険制度の改正に伴い、情報収集、内容の解釈に努め、利用者および家族に対し、 分かりやすく説明し、安心して介護サービスが利用できるように支援します。
- 2. 事業内容
- (1)介護給付
 - ①利用相談
 - ②契約
 - ③ニーズの把握、課題分析
 - ④ケアプランの作成
 - ⑤サービスの調整(サービス担当者会議開催)
 - ⑥ケアプランの説明と同意
 - ⑦サービス提供開始
 - ⑧サービス実施状況の把握(モニタリング)
 - ⑨給付管理票の作成と提出
- (2)予防給付・総合事業
 - ①平川市から受託
 - ②契約
 - ③ニーズの把握、課題分析
 - ④ケアプランの作成
 - ⑤サービスの調整 (サービス担当者会議開催)
 - ⑥ケアプランの説明と同意
 - ⑦サービス提供開始
 - ⑧サービス実施状況の把握(モニタリング)
 - ⑨給付管理票の作成と提出
- 3. その他
- (1)介護保険対象者の住宅改修・福祉用具購入相談、書類作成・申請代行
- (2)平川市からの介護保険要介護認定調査依頼受託
- (3)担当利用者の介護保険認定更新申請代行、認定調査、利用サービスの継続確認等

- (4) 苦情処理・個人情報に関しての管理
- (5)介護支援専門員実務研修の実習受入
- 4. 研修会
- (1)青森県社会福祉協議会主催の研修
- (2)介護支援専門員協会主催の研修
- (3)介護支援専門員更新研修
- (4)主任介護支援専門員研修
- (5) 主任介護支援専門員更新研修
- (6)介護サービス事業者等に対する集団指導
- (7)訪問調查員現任者研修
- (8)介護予防従事者研修
- (9)地域包括支援センター主催の研修
- (10)職能団体主催の研修
- (11)介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修
- (12)新任者に対する研修
- 5. 会議
- (1)内部会議(全体会議、管理者会議)
- (2)サービス担当者会議
- (3)地域ケア会議(推進会議、個別会議)
- (4)事業担当者会議
- (5)困難事例に対する担当者レベルの会議
- (6) 苦情相談に対応する会議
- (7)内部定例会議

◎特定相談支援事業所

- 1. 基本方針
- (1)利用者が地域での自立した生活が出来るよう、また、その人らしい生活の継続に留意し、 共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2)地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。
- (3)利用者の意思および人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービスおよび障害福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
- 2. 事業内容

サービス等利用計画作成の過程においては、ケアマネジメント手法を活用し、障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的視点から、地域での自立した生活を支えるものです。

- (1)利用相談
- (2)契約
- (3)ニーズの把握・課題分析
- (4)サービス等利用計画(案)作成
- (5)サービスの調整 (サービス担当者会議開催)
- (6)サービス等利用計画の作成
- (7)サービス等利用計画説明と同意
- (8)サービス提供開始
- (9)サービス実施状況の把握(モニタリング)
- (10) 感染予防については、利用者に安心で快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。
- 3. その他
- (1)スキルアップについては、専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。
- (2)法令遵守については、介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- (3)事業の評価と事業内容の見直しを行います。利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、関係機関とのミーティングを随時実施します。
- 4. 研修会の参加
- (1)相談支援従事者研修会
- (2)障害サービス事業者等に対する集団指導
- 5. 会議
- (1)内部会議(全体会議、管理者会議)
- (2)サービス担当者会議
- (3)事業担当者会議
- (4)困難事例に対する担当者レベルの会議
- (5)苦情相談に対応する会議

◎居宅介護・重度訪問介護事業所

- 1. 基本方針
- (1)利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活が出来るよう、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2)地域の生活支援ネットワークとの絆とかかわりを深め、地域住民の一番身近な存在である事業所を目指します。
- 2. 事業内容
- (1)居宅介護
 - ①受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、その他必要な身体介護等を行います。

- ②調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 感染予防

利用者に安心で快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。

- 3. 研修会、会議、実習計画等
- (1)研修会の参加計画
 - ①スキルアップ研修会
 - ②初任者・中級者・上級者研修
 - ③ホームヘルパー技術研修
 - ④障害サービス事業者等に対する集団指導
- (2)会議等予定
 - ①サービス担当者会議 (随時)
 - ②管理者会議 (月1回)
 - ③サービス内容検討会議等(随時)
 - ④困難事例に対する担当者レベルの会議
- (3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ(随時)

8. 共同募金配分事業の効果的実施

共同募金の配分については、住民の自主的な参加による活動により、住み慣れた地域で 安心して暮らすことが出来る、福祉社会実現のための事業に着目した配分を基本的に考え ます。

この配分の内容については、寄付者の理解・共感を得ることが重要であり、地域住民の関心も高いことから、配分統計システムの活用による情報の公開を図ります。

- (1)障がい者通園(所)助成事業
- (2)ボランティア活動推進校指定事業
- (3)平川市長寿福祉大会開催事業
- (4)機関紙「社協だより」発行事業
- (5)ひとり暮らし高齢者会食サービス事業
- (6)福祉情報出前講座事業
- (7)地域ふれあい交流会事業
- (8) ふれあいいきいきサロン推進事業
- (9)ファミリーサポートセンター事業

- (10)愛の輪レクリエーション事業
- (11) 小学生福祉体験事業
- (12)ボランティア市民活動センター事業
- (13)ボランティア連絡協議会助成事業
- (14)過疎地域活性化事業

9. 指定管理者制度事業・受託事業の効果的運営

- 1. 平川市尾上・碇ヶ関地域福祉センターの管理運営(指定管理者制度)
- (1)目的(経営方針)

地域福祉センターの管理運営について、指定管理者として適正な管理運営をします。 地域福祉センターは、福祉活動の拠点として、市民の福祉ニーズに応じた住民参加に よる各種事業を行うとともに、地域住民の福祉の推進および福祉意識の高揚を図ること を目的とします。

これは、地域福祉推進を図ることを使命とする本会の目的と合致しており、関わる事業を総合的、効果的に実施して、効果的な施設管理と経費削減に努めます。

また、開設されてから、尾上地域福祉センターは32年目、碇ヶ関地域福祉センターは29年目となり、設備等の老朽化が進んでおり、修繕等については、平川市の担当課と連携・協議をして、適正な施設管理に努めます。

(2)事業内容

- ①通所介護事業
- ②研修養成事業
- ③相談事業(一般相談·特別相談·法律相談)
- ④介護保険事業(居宅介護支援·通所介護·訪問介護)
- ⑤幼児・児童健全育成事業
- ⑥教養娯楽活動事業
- ⑦福祉情報の提供
- ⑧ボランティア活動支援事業
- (3)利用方法

原則として、平川市の在宅高齢者、障がい者、母子、児童および福祉関係団体を優先します。

2. 平川市平賀・尾上児童館の管理運営(指定管理者制度)

(1)目的

地域のニーズに合わせて、児童福祉サービスの展開を図るとともに、子育で情報の提供等を通じ、福祉のまちづくりを推進します。

そのうえで、児童館の果たす役割は大きく、次世代育成支援対策推進行動計画のもと、本会が有する社会資源を始め、関係機関との連携により、地域の子育てネットワークの

拠点として、効果的な運営を図ります。

(2)事業内容

①児童館事業は、児童に健全な遊びの場所を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に推進します。

また、家族や学校等とも有機的連携を図りながら推進します。

②本事業を2ヶ所(平賀、尾上地域)に開設し、児童の安全管理・生活指導および遊びを 提供します。

また、地域との連携を深め、家庭、学校、関係団体と協力し合いながら、子育て支援の場として、地域に開放します。

◎平川市尾上・碇ヶ関在宅介護支援センター事業 (受託事業)

◎平川市地域包括支援センターブランチ事業(受託事業)

1. 介護予防教室の開催

(週1回~3回程度実施)

- 2. 一般介護予防事業: てんとうむし体操(年22回実施)
- 3. 介護予防・日常生活支援サービス事業(月4回概ね4ケ月計15回実施) 通所型サービスC:運動、認知、口腔、栄養
- 4. 家族介護者教室の開催

(年3回実施)

- 5. 認知症サポーター養成講座の開催 (年1回以上)
- 6. 地域住民(高齢者)の実態把握をするとともに介護ニーズ等を評価します。
- 7. サービス基本台帳の整備をします。
- 8. 各種保険福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供および積極的な利用についての啓発を行います。
- 9. 在宅介護に関する各種相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な対応を行います。
- 10. 要介護高齢者等の家族等および相談協力員に対する指導・助言を行い、相談協力員との連携を強化します。
- 11. 認知症高齢者の介護を含む家族介護方法の相談、家族介護サービスの利用に関する相談を行います。
- 12. 住宅改修に関する相談および住宅改修に係る介護サービスの利用に関する相談を行います。
- 13. 公的保険福祉サービスの利用申請手続きの受付けおよび代行の便宜を図る等のサービスの適用調整を行います。
- 14. 福祉用具の展示、紹介、選定、具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談および助言を行います。
- 15. 平川市地域包括支援センターのブランチ(地域住民の利便性を考慮して、地域住民からの相談を受付け、集約したうえで地域包括支援センターに繋ぐ窓口)として、業務の協力に関する事業を行います。
- 16. 各関連領域の専門機関との連携を図ります。(認知症・虐待・権利擁護等)
- 17. 平川市地域ケア会議へ毎月参加します。

◎地域支援事業の実施(受託事業)

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業
- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2)一般介護予防事業
 - ①通所型サービスC 各15回(尾上・碇ヶ関在宅介護支援センター)
 - ②てんとうむし体操 各22回(尾上・碇ヶ関在宅介護支援センター)
 - ③高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 2. 包括的支援事業 平川市地域包括支援センターブランチ事業
- 3. 任意事業
- (1)家族介護者教室 各3回(尾上・碇ヶ関在宅介護支援センター)
- (2)家族介護者交流事業 年2回(在宅介護者リフレッシュ事業)

◎平川市生活支援体制整備事業の実施(受託事業)

平川市では、2025年を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住民主体による生活支援と介護 予防活動の創出に向けた体制作りに取組みます。

本会では、平川市の委託を受け、平川市全域を担当します。

- 1. 第1層生活支援コーディネーター業務
- (1)社会資源マップの更新
 - ①社会資源の追加、修正
 - ②社会資源マップの活用の周知
- (2)支え合いの意識の普及・啓発
 - ①「通いの場」を運営する地域住民が、介護予防や健康づくりを通じて、支え合いの意識 を高められるような機会を提供します。
 - ②アウトリーチ(出前講座や立ち上げ支援等)により、支え合いの意識の普及・啓発に取 組みます。
- (3)生活支援の担い手の養成
 - ①生活支援ボランティア養成講座、平川市認定へルパー養成講座(前期、後期)を開催します。
 - ②生活支援ボランティア養成講座については、随時、地域において開催します。
- (4)平川市、第2層コーディネーターとのネットワーク構築
 - ①コーディネーター連絡会議を月1回、開催します。
 - ②各種研修会に参加し、コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。
- (5)サービス創出にかかる指導、運営フォロー
 - ①平川市、第1層、第2層コーディネーターとの連携を密にして、支え合いの地域づくり に取組みます。
 - ②生活支援体制整備協議会において、事業報告を行います。

2. 第2層生活支援コーディネーター業務

本会では、平川市の委託を受け、碇ケ関在宅介護支援センターが碇ケ関地域を担当します。

- (1)支え合いの意識の普及・啓発
 - ①アウトリーチ(第2層協議体の開催、出前講座、立ち上げ支援等)により、支え合いの 意識の普及・啓発に取組みます。
- (2)住民主体サービスの立ち上げ支援
 - ①利用者と住民主体サービスのマッチングを行います。
 - ②碇ケ関地域内における各種団体との話し合いを行います。
 - ③サービス立ち上げに関する指導、フォローを行います。
 - ④平川市、第1層生活支援コーディネーターとの連絡、調整を行います。
- (3)生活支援の担い手の養成
 - ①生活支援ボランティア養成講座、平川市認定へルパー養成講座(前期、後期)に参加します。
 - ②必要に応じて、平川市認定ヘルパーのフォローアップを図ります。
- (4)平川市、第1層生活支援コーディネーターとのネットワーク構築
 - ①コーディネーター連絡会議に月1回、参加します。
 - ②その他の各種研修会に参加し、コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

◎生活困窮者自立相談支援事業の実施(受託事業)

生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題等、複合的で多様な課題を抱えている場合も多く、また、生活困窮者の多くは離職や障がいに起因する家庭内の問題であることや年齢層も様々であることからも表面化しにくい傾向にあります。しかし、解決が長引くほど状況は複雑化し、自立した生活に影響を及ぼします。

本相談事業においては、受け身の相談(待ちの姿勢)ではなく、必要に応じた積極的なアウトリーチ(出向いていく支援)も行い、生活困窮者の早期把握・早期発見に努め、包括的な伴走型支援、創造的な支援によりエンパワメント(潜在能力を引出し)して、相談者が自立した生活が営めるよう努めます。

(1)自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2)住居確保給付金の相談・受付業務

離職により住宅を失った方または失う恐れのある方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当の住居確保給付金が利用できます。その申請窓口として、相談・受付業務を行います。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

(3)就労準備支援事業

一般就労に向けた準備として、1年間を基本とし、支援プログラムを作成し、生活リズムの安定や社会参加経験の獲得を目指した支援を実施していきます。

(4)家計改善支援事業

家計の視点から相談支援を実施し、経済的な課題の背景にある家計問題について相談者とともに理解し、相談者自身が家計管理をできるようになるよう支援を実施します。 また、必要に応じて、司法書士や弁護士との連携、貸付の斡旋を行います。

(5)支援調整会議の開催

自立相談支援事業や住居確保給付金の申請において、作成した支援プランの適切性や 関係機関との情報共有、プランの評価、支援の終結といった内容を関係者で協議する支 援調整会議を開催します。

(6)その他の支援

平川市で実施していない任意事業についても、相談者のニーズに応じて、あらゆる社会資源と連携し、課題の解決を目指します。

10. その他の事業

(1)福祉有償運送事業

- (2)移動支援事業
- (3)平川市長寿福祉大会の共催(平川市・平川市老人クラブ連合会)
- (4)三世代交流ふれあい広場の開催
- (5)「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定」(仮称)の締結 津軽広域社会福祉協議会連絡協議会では、管内の8市町村社会福祉協議会で「災害時 相互応援協定」を締結しています。

しかし、平川市と災害時における協定を締結していないため、平川市の担当課と連携・協議をして、「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定」(仮称)の締結に向けて、取組みます。

(6)「もったいないリサイクル事業」(仮称)の検討

2030年までに達成を目指す「SDGs (持続可能な開発目標)活動」の一環として、「眠っているものを必要なひと」へ差上げる「もったいないリサイクル事業」(仮称) について、平川市の担当課と実施に向けて、検討します。

(7)平川市内郵便局(5郵便局)との包括連携

本会が日本郵便(株)と締結した「包括連携に関する協定書」に基づき、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

- ①安心・安全な暮らしの実現に関すること
- ②災害時の連携に関すること
- ③高齢者など支援が必要とされる方に関すること
- ④その他、地方創生に関すること

(8)「平川市社会福祉法人連絡会」(仮称)の組織化

平川市内の社会福祉法人に呼びかけ、趣旨に14法人から賛同をいただきました。 その14法人で「平川市社会福祉法人連絡会」(仮称)の組織化を図り、地域生活課題の解決に向けて、福祉関係の情報等を共有し、勉強会や研修会を開催し、複数法人の連携協働による事業の開発等の実現を目指します。

(9)福祉関係団体の事務及び事業への協力

各福祉関係団体は組織として、目的をもった任意団体であり、本会と連携して地域 福祉の向上に寄与するため、事務委託契約を締結して、その活動を支援します。

※事務委託契約に基づく福祉関係団体事務

- ①社会福祉法人青森県共同募金会平川市共同募金委員会
- ②平川市老人クラブ連合会
- ③平賀地区・尾上地区・碇ヶ関地区老人クラブ
- ④平川市母子寡婦福祉会
- ⑤平川市手をつなぐ親の会
- ⑥平賀地区·尾上地区赤十字奉仕団
- (7) えがおの会
- ⑧平川おもちゃ病院
- ⑨平川市ボランティア連絡協議会
- ⑩平川市遺族会
- ⑪平川市身体障害者福祉会碇ヶ関支部

(10)平川市第2庁舎(旧平川市健康センター)へ事務所等の移転

令和5年10月末までには、平川市第2庁舎(旧平川市健康センター)の大規模改修工事が、完了する予定です。

その後、本会の事務所、訪問介護事業所(ホームヘルパー)と平賀児童館は、平川市 第2庁舎(旧平川市健康センター)へ移転します。

再度、主たる事務所の所在地が変更となるため、定款の一部改正(案)は、9月に 開催予定の理事会、評議員会へ提案します。